

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(省 令)

○特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令(経済産業省)

(告 示)

○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件(総務省)
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件(同五八)

○F-B電波二、一八七・五Hzによる遭難通信を行うことができる海岸局の通信圏を定める件の一部を改正する件(同五九)

○電子回路を有する特定計量器の試験方法についての一部を改正する件(経済産業省)

○船舶安全法施行規則第一条第十一項の水域を定める告示の一部を改正する件(国土交通省)

○気象庁予報警報規程の一部を改正する告示(気象庁)

○デジタル選択呼出装置を使用した遭難警報の受信等を行うことができる海上保安庁所属の海岸局の通信圏等についての一部を改正する件(海上保安庁)

○道路に関する件(東北地方整備局一七〇二〇)
○道路に関する件(関東地方整備局四八)
○道路に関する件(中部地方整備局二一、二二二)
○都市計画に関する件(同二三〇二六)
○道路に関する件(近畿地方整備局三二〇三四)
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件(中国地方整備局三二一)
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件(四国地方整備局一九)

(官庁報告)

官庁事項

北陸地方整備局公示(北陸地方整備局九州地方整備局公示(九州地方整備局) 国家試験

平成二十二年年度衆議院事務局職員採用試験公告(衆議院事務局)
平成二十二年年度国立国会図書館職員採用試験公告(国立国会図書館)

(公 告)

諸事項

官庁 資格機関投資家に関する公告関係
裁判所 公示催告、破産、免責、再生関係
特殊法人等

独立行政法人都市再生機構、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、プログラムの著作物に係る登録関係
地方公共団体 公示送達、旅行者営業保証金の権利調査のための意見聴取会及び仮配当表、無縁墳墓等改葬関係
会社その他

会社決算公告

省 令

○経済産業省令第五号
計量法(平成四年法律第五十一号)の規定に基づき、特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十二年三月一日
経済産業大臣 直嶋 正行

特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令

特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)の一部を次のように改正する。

第六百五十六條及び第六百五十七條を次のように改める。

(表記)

第六百五十六條 最大需要電力計(最大需要電力表示装置付電力計の最大需要電力表示装置を含む。以下同じ。)の表記事項は、日本工業規格C二二八三二二(二〇〇九)による。

(性能)

第六百五十七條 最大需要電力計の性能は、日本工業規格C二二八三二二(二〇〇九)による。

第六百五十八條から第六百七十九條までを次のように改める。

第六百五十八條から第六百七十九條まで 削除

第六百八十條から第六百八十二條までを次のように改める。

第六百八十條 最大需要電力計の検定公差は、日本工業規格C二二八三二二(二〇〇九)による。

(構造検定の方法)

第六百八十一條 最大需要電力計の構造検定の方法は、日本工業規格C二二八三二二(二〇〇九)による。

(省略)

第六百八十二條 前条に定める構造検定の方法のうち次の各号に掲げる事項以外の試験は、必要がないと認めるときは、省略することができる。

一 歯車比及びそのかみ合わせ又は表示回路による影響

二 連続動作による影響

三 器差の繰り返しによる影響

四 需要時限

第六百八十三條から第七百五條までを次のように改める。

第六百八十三條から第七百五條まで 削除

第七百六條から第七百二十二條までを次のように改める。

(器差検定の方法)

第七百六條 最大需要電力計の器差検定の方法は、日本工業規格C二二八三二二(二〇〇九)による。

(性能に係る技術上の基準)

第七百七條 最大需要電力計の性能に係る技術上の基準は、日本工業規格C二二八三二二(二〇〇九)による。

(使用公差)

第七百八條 最大需要電力計の使用公差は、日本工業規格C二二八三二二(二〇〇九)による。

(性能に関する検査の方法)

第七百九條 最大需要電力計の性能に関する検査の方法は、日本工業規格C二二八三二二(二〇〇九)による。

(器差検査の方法)

第七百十條 最大需要電力計の器差検査の方法は、日本工業規格C二二八三二二(二〇〇九)による。

第一項の表五六の項を次のように改める。

五六 削除

十七 平成十九年総務省告示第六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表八の項を次のように改める。

8 削除

第一項の表七九九の項を次のように改める。

799 削除

第一項の表八〇二の項を次のように改める。

802 削除

第二項の表三の項を次のように改める。

3 削除

第三項の表五の項を次のように改める。

5 削除

十八 平成十九年総務省告示第二百七十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三九の項を次のように改める。

39 削除

第四項の表一六の項中「(122.00)」を「(116.00)」に改める。

十九 平成十九年総務省告示第四百二十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三〇三の項を次のように改める。

303 削除

二十 平成二十年総務省告示第六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四四〇の項中「(187.80)」を「(187.60)」とし、「(231.00)」を「(231.10)」に改める。

第四項中「電力供給業務用」を「電力供給業務用」に改め、同項の表四〇の項中「(154.30)」を「(169.60)」とし、「(76.30)」を「(81.30)」に改め、同表九の項中「(92.80)」を「(97.80)」とし、「(76.30)」を「(81.30)」に改める。

二十一 平成二十年総務省告示第二百五十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二の項から四の項までを次のように改める。

2 削除

3 削除

4 削除

二十二 平成二十年総務省告示第三百九十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三の項を次のように改める。

3 削除

二十三 平成二十年総務省告示第六百二二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二四八の項を次のように改める。

248 削除

二十四 平成二十一年総務省告示第五十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表九八の項を次のように改める。

98 削除

二十五 平成二十一年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四二の項を次のように改める。

42 (1) 岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第9地割字線81-10 (876.50) 北緯40度16分06秒東経141度22分33秒の地点と北緯40度14分43秒東経141度26分57秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ150メートル以内の区域

(2) 岩手県九戸郡九戸村大字鶴岡第2地割字大長根山36-2 (322.70)

第一項の表九九の項を次のように改める。

99 (1) 岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第9地割字線81-10 (882.50) 北緯40度16分06秒東経141度22分22秒の地点と北緯40度13分12秒東経141度14分44秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ150メートル以内の区域

(2) 岩手県二戸市鶴岡中野立18-3 (313.30)

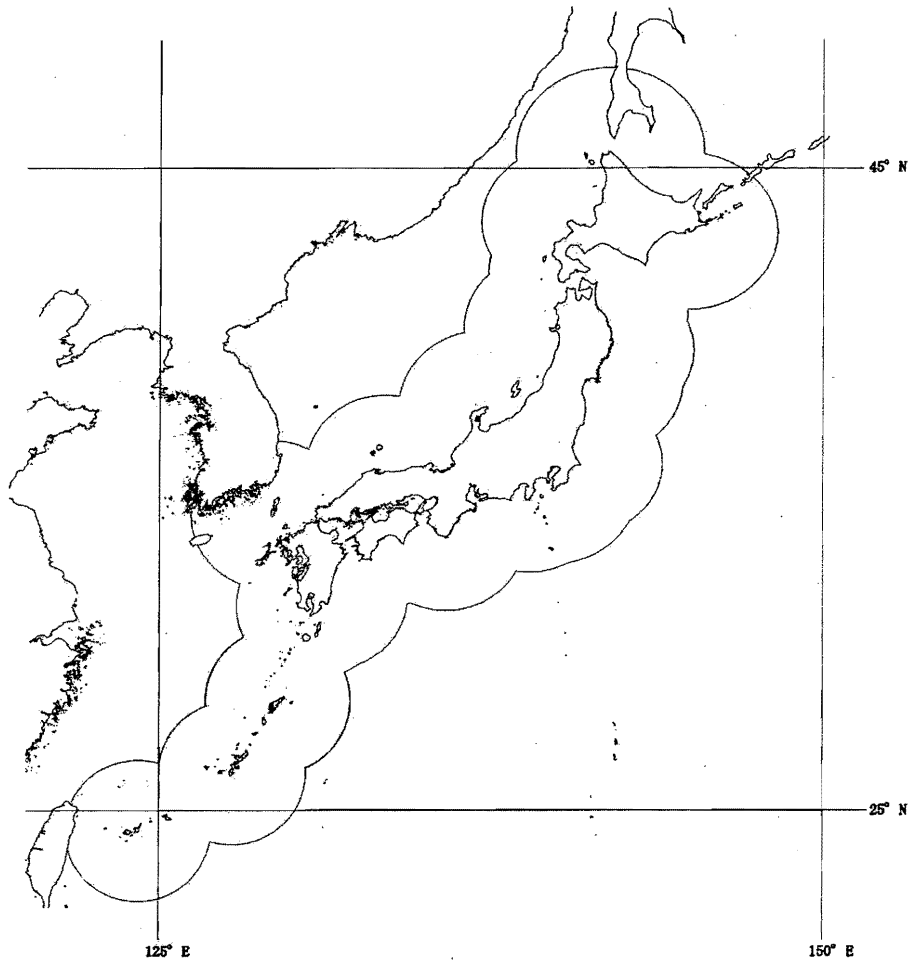
○総務省告示第五十九号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十八條第一項第二号の規定に基づき、平成十五年総務省告示第二百十三号（F-B電波二・一八七・五Hzによる遭難通信を行うことができる海岸局の通信圏を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十二年三月三十一日から適用する。

平成二十二年三月一日 総務大臣 原口 一博

第一項中「北緯三一度一八分五一秒東経一三〇度四八分五二秒」の下に、「北緯二八度二一分二秒東経一二九度三〇分五五秒」を加え、「並びに北緯二八度二分五四秒東経一二九度二九分四〇秒の地点から一〇〇海里までの海域」を削る。

第二項の略図を次のように改める。



○経済産業省告示第三十九号

平成十二年通商産業省告示第四百九十四号（電子回路を有する特定計量器の試験方法について）の一部を次のように改正し、平成二十二年三月一日から施行する。

平成二十二年三月一日

経済産業大臣 直嶋 正行

本則中、「第六百四十三条、第六百九十九条第二項、第七百一条、第七百四十三条第二項及び第七百四十八条」を「及び第六百四十三条」に改める。

第一号を次のように改める。

一 温度試験及び湿度試験は次のイ及びロに示す方法による。

イ 温度試験は、通常の使用状態で、試験環境の温度を二十三度、零下十度、四十度及び二十三度と変化させ、かつ、それぞれの温度において二時間放置させて行う。

ロ 湿度試験は、通常の使用状態で、試験環境を温度二十三度及び六十五湿度百分率の空气中に三時間放置した状態並びに温度四十度及び九十五湿度百分率の空气中に二十時間放置した状態において行う。

第四号を次のように改める。

四 静電気放電試験は、通常の使用状態において、次の表の上欄に掲げる項目につき、それぞれ同表の下欄に掲げる条件で直流電圧による接触放電を加えて行う。

項 目	条 件
静電容量	百五十ピコファラド
放電回数	十回
放電間隔	最小十秒間隔で連続
接触放電での印加電圧	直流電圧で四キロボルト
放電抵抗	三百三十オーム

第五号中「（電気計器にあつてはイの方法により）及び「電気計器にあつては電源供給線と本体との間に、その他の特定計量器にあつては」を削り、同号イを次のように改める。

イ インパルス雑音試験

通常の使用状態において、出力インピーダンスが五十オームのパルス発生器を用いて、次の表の上欄に掲げる項目につき、それぞれ同表の下欄に掲げる条件で衝撃性雑音を印加して行う。

項 目	条 件
パルスの高さ	五百ボルト
パルスの幅	一マイクロ秒
パルスの立ち上がり時間	一ナノ秒
パルスの繰り返し周波数	商用周波数と同一
パルスの極性	正及び負
パルスの位相	零度から三百六十度

第六号を次のように改める。

六 電磁波障害試験は、通常の使用状態で、次の表の上欄に掲げる項目につきそれぞれ同表の下欄に掲げる条件で電磁波を照射して行う。

項 目	条 件
周波数範囲	二十六メガヘルツから一ギガヘルツまで掃引
掃引スピード	〇・〇〇一五ディケード毎秒以内
電界強度	三ボルト毎メートル
振幅変調	一キロヘルツの正弦波で八十パーセント

国土交通省告示第百二十三号

船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)第一条第十一项の規定に基づき、船舶安全法施行規則第一条第十一项の水域を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年三月一日

国土交通大臣 前原 誠司

船舶安全法施行規則第一条第十一项の水域を定める告示の一部を改正する告示

船舶安全法施行規則第一条第十一项の水域を定める告示(平成四年運輸省告示第四十九号)の一部を次のように改正する。

本文中「第二十号に掲げる地点にあつては、百海里」を削り、第二十号中「北緯二十八度二十二分五十四秒東経二十九度二十九分四十秒」を「北緯二十八度二十一分十二秒東経二十九度三十分五十五秒」に改める。

附 則

この告示は、平成二十二年三月三十一日から施行する。

〇気象庁告示第三号

気象業務法施行規則(昭和二十七年運輸省令第百一号)第八条第二項の規定に基づき、気象庁予報警報規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年三月一日

気象庁長官 櫻井 邦雄

気象庁予報警報規程の一部を改正する告示

(気象庁予報警報規程の一部改正)

第一条 気象庁予報警報規程(昭和二十八年運輸省告示第六十三号)の一部を次のように改正する。別表第四若手県の項中「水沢地域」を「奥州金ヶ崎地域」に改める。

別表第四新潟県の項中	上越東頸城地域	上越市(妙高地域の区域を除く。)
	糸魚川地域	糸魚川市
	妙高地域	上越市(板倉区及び中郷区に限る。)
を	上越市	上越市
を	糸魚川市	糸魚川市
を	妙高市	妙高市

を「魚沼市」に、「魚沼南部地域」を「南魚沼地域」に改める。

別表第四福井県の項中「三方上中郡若狭町(相田、生倉、井崎、岩屋、上野、海山、上瀬、小川、北前川、気山、倉見、佐古、島の内、塩坂越、成願寺、白屋、世久見、田井、田上、館川、田名、中央、常神、鳥浜、成出、能登野、東黒田、藤井、三方、神子、南前川、向笠、遊子及び横渡に限る。)」を「三方上中郡」に、「大飯郡及び三方上中郡(嶺南東部の区域を除く。)」を「及び大飯郡」に改める。

別表第四静岡県の項中、「島田市(川根町家山、川根町笹間上、川根町笹間下、川根町上河内、川根町笹間渡、川根町葛籠、川根町抜里及び川根町身成に限る。)」を削り、「島田市(中部北の区域を除く。)」を「島田市」に改める。

別表第四鳥取県の項中「(伯耆町にあつては岩屋谷、遠藤、大原、大原、押口、小野、金廻、上細見、岸本、清原、久古、口別所、小林、小町、坂長、須村、立岩、番原、福岡原、真野、丸山、吉定及び吉長に限る。)」及び「西伯郡伯耆町(米子地区の区域を除く。)」及び「を削る。」

別表第四高知県の項中

高知中央	高知市、南国市、土佐市、須崎市、香南市、香美市、吾川郡(高吾北・嶺北の区域を除く。)
高吾北・嶺北	長岡郡、土佐郡、吾川郡(いの町(足谷、越裏門、大森、葛原、桑瀬、高敷、寺川、戸中、長沢、中野川及び脇ノ山に限る。))及び仁淀川町に限る。)

を

高知中央	高知市、南国市、土佐市、須崎市、香南市、香美市、吾川郡(いの町及び高岡郡日高村)
嶺北	長岡郡及び土佐郡
高吾北	吾川郡仁淀川町及び高岡郡(佐川町及び越知町に限る。)

町、津野町(烏出川、北川、桑ヶ市、力石、船戸、芳生野乙、芳生野甲及び芳生野丙に限る。)

別表第四山口県の項中「山口市(阿東生雲東分、阿東篠目、阿東生雲西分、阿東生雲中、阿東蔵目喜、阿東地福上、阿東地福下、阿東徳佐上、阿東徳佐中、阿東徳佐下、阿東嘉年上及び阿東嘉年下に限る。)」及び「(秋・美祿の区域を除く。)」を削る。

別表第四熊本県の項中、「鹿本郡」を削り、

熊本市	熊本市、下益城郡城南町及び鹿本郡
-----	------------------

第二条 気象庁予報警報規程の一部を次のように改正する。

別表第四愛知県県の項中「弥富市」の下に、「あま市」を加える。別表第五愛知県県の項中「みよし市」の下に、「あま市」を加える。

第三条 気象庁予報警報規程の一部を次のように改正する。

別表第四埼玉県の項中「(菖蒲町を除く。)」を削る。別表第四静岡県の項中「富士市及び富士郡」を「及び富士市」に、「周智郡及び浜名郡」を「及び周智郡」に改める。

別表第四熊本県の項中「下益城郡城南町及び鹿本郡」及び「(城南町を除く。)」を削る。

別表第四宮崎県の項中「宮崎郡」を削る。

別表第四鹿児島県の項中「霧島市」の下に、「始良市」を加える。

別表第五埼玉県の項中「大里郡、北埼玉郡、南埼玉郡菖蒲町及び北葛飾郡(栗橋町及び鷺宮町に限る。)」を「及び大里郡」に改め、「(菖蒲町を除く。)」及び「(埼玉県北西部の区域を除く。)」を削る。